

2021年6月9日

2021年6月14日（更新）

## 2018年度及び2019年度円借款事業に係る調達事後監査

（公告日：2021年5月28日／調達管理番号：21a00329）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.16	第2 業務仕様書 6. 業務従事者の担当分野・要員配置	・入札説明書 第2、6. 業務従事者の担当分野・要員配置（1）によりますと、業務総括者/調達監理専門家Ⅰを1名、調達監理専門家Ⅱを1名配置することとなっています。また、（2）業務従事者の所要人・日には、業務従事者2名合計：100人・日と示されています。新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、貴機構本部における書類監査を確実に実施するために、調達監理専門家Ⅱにつきまして2名を配置し、業務従事者3名合計：100人・日として業務従事者を提案することは認められるでしょうか。	調達監理専門家Ⅱを2名として合計3名の業務従事者で、合計100人・日の業務量でご提案いただくことは可能です。その場合、ご提案いただいた専門家Ⅱの2名をそれぞれ、入札説明書 第3 別紙「評価表」に基づき、業務量に応じて総合的に評価します。
2	P.24	業務従事者の配置人数	・P.24（3）業務従事者の経験・能力等にて、業務従事者は2名との指示ありますが、3名以上の配置の提案は認められますか？	弊機構としては、2名の業務従事者により本業務を実施していただくことを想定していますが、業務従事者を増員することで、より優れた提案が可能になると考えられる

通番	該当頁	該当項目	質 問	回 答
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3名以上の配置が認められる場合、追加業務従事者は、評価の対象となりますか？（CVを提出する必要がありますか？）</li> <li>・ 追加業務従事者が評価の対象となる場合、その配点はどうなりますか？</li> </ul>	<p>場合には、増員することをご提案いただくことも可能です。その場合、全ての業務従事者を評価の対象としますので、全員分の経歴・能力等が分かる書類をご提出願います。</p> <p>なお業務従事者の評価方法については、上記1. の回答をご参照下さい。</p>
3	P.17 ~18	「課題や指摘事項がある契約」に関する業務量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P.17 (1) 事前準備から、監査対象となる契約は 14-15 件と理解致しました。一方で、それら契約の監査の結果、課題や指摘事項がある契約については、その後の対応状況の調査 (P.18 (3) 2) ) や、Ex-post Audit Report (P.18 (4) ) を作成することになります。P.18 (5) 業務工程で言及の業務量は、14-15 件中、課題や指摘事項がある契約が何件程度あることを想定されていますか？</li> <li>・ 実際の業務の結果、課題や指摘事項がある契約が想定より多く、入札説明書上の業務量を上回る場合には、追加業務量を頂けるのでしょうか？</li> </ul>	<p>課題や指摘事項がある案件数に想定はなく、課題や指摘事項の数に応じた追加の業務発注は想定していません。</p>
4	P.18	業務の実施場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P.18 (5) 業務工程にて、監査については、貴機構本部で実施する旨の記載があります。現状コロナ禍の収束が不透明な状況ですが、本業務期間中における往訪（滞</li> </ul>	<p>契約成立後に、受注者と弊機構とで調整をさせていただきますが、書類確認が必要となる監査期間中は、原則として弊機構の会議室で作業を行っていただくことを想定しています。監査対象文書を外部に持ち出す</p>

通番	該当頁	該当項目	質 問	回 答
			<p>在) 可能時間や曜日、7割リモートワークなどの制約はありますか？</p> <p>・書類監査業務をリモートワーク(*)で実施することは可能ですか？(*:資料を貸与頂く、もしくは、スキャンコピーさせて頂くことで、業務従事者のオフィスもしくは自宅で確認する。)</p>	<p>ことはできないため、受注者による監査業務実施のための機構本部への来訪の制限（一部リモート化する、あるいは機構本部への来訪を制限する等）は想定していません。</p> <p>仮に、コロナ感染状況により、弊機構本部への入館規制を強化する必要がある場合などには、業務工程を含めて協議の上で調整させていただきます。</p>
5	P.5	利益相反	<p>・2018年度及び2019年度に貴機構が契約同意を行ったコンサルタント契約及び本体調達契約において、①調達支援を行った会社・個人は、また、②調達一次チェックを行った会社・個人は、「確認対象契約の調達手続きに円借款コンサルタント及び事前資格審査(P/Q)応募者・本来応札者として関与していない」ので、P.5(4)3)に記載の利益相反には該当せず、同会社・個人は本業務に応札可能と理解します。さらに、P.27「業務従事者の経験・能力」の類似業務の経験においても、「援助機関・政府機関あるいは民間企業等が実施する海外事業における国際競争入札・調達の監理業務（補助・支援）、又は、」という類似経験が専門家の資格要件として問われていま</p>	<p>①、②の両方とも応札可能です。</p> <p>対象母集団となる契約一覧は、別添を参照願います。</p>

通番	該当頁	該当項目	質 問	回 答
			<p>す。したがって、①、②の両方とも応札可能と理解してよいでしょうか？</p> <p>・対象母集団となる契約一覧を、技術提案書作成の段階で閲覧することは可能でしょうか？</p>	
6	P.5	利益相反	<p>・わが社社員 A は、確認対象コンサルタント契約で JV メンバーではなく補強（サブ・コンサルタント）として参加していません。調達とは関係のない分野での補強での参加であり、調達手続きには直接関与していません。また、社員 A は、本業務の業務従事者とはなりません。この場合、P.5 (4) に記載の利益相反には該当せず、わが社は本業務に応札可能と理解しますが、この理解でよいでしょうか？</p>	<p>左記状況は、貴社が本業務における監査対象契約に受注者として関与していると解され、本業務との利益相反が生じていると理解します。</p> <p>この場合「利益相反が生じる『者』」には「法人」という意味も含まれますので、業務従事者のみならず、法人全体をさすという解釈になり、利益相反に該当します。</p>
7	P.5	利益相反	<p>・わが社社員 B は、確認対象のコンサルタント契約で JV メンバーではなく補強（サブ・コンサルタント）として参加していません。但し、社員 B が補強として参加したのは、2020 年 12 月以降であり、2018-2019 年度の調達手続きには関与していません。この場合、P.5(4)に記載の利益相反には該当せず、わが社は本業務に応札可能と理解しますが、この理解でよいでしょうか？</p>	<p>左記状況は、貴社が本業務における監査対象契約の受注者として関与していると解され、本業務との利益相反が生じていると理解します。</p> <p>この場合「利益相反が生じる『者』」には「法人」という意味も含まれますので、業務従事者のみならず、法人全体をさすという解釈になり、利益相反に該当します。</p>

通番	該当頁	該当項目	質 問	回 答
8	P.5	利益相反	・ 確認対象となる契約に関し、現段階で利益相反となるか否か判断できない状況です。この場合、J/V を組成し、J/V の構成員が当該契約の監査を行うという形で事前にファイアウォールを設けることは、認められるのでしょうか？	JV 参加企業様それぞれが、入札説明書 第 1 入札手続き 5. (4) 利益相反の排除に示される条件を満たすことが求められます。 なお、対象母集団となる契約一覧については、別添を参照下さい。
9	別紙	入札書のパスワードの提出期限	・ 別紙上では、入札書のパスワードの提出期限が 7/8(木)15:00～15:10 となっておりますが、入札執行は 7/13 (火) 15:00 となっております。P.11 の入札執行の手順から、パスワードの提出期限は、7/13 (火) 15:00～15:10 となると思料致しますので、ご確認をお願い致します。	ご指摘どおり入札書のパスワードの提出期限は「7/13 (火) の 15:00～15:10」となります。入札説明書の訂正をウェブサイト上にアップしていますので、ご確認下さい。

以下、通番 10 を追加いたします。(2021 年 6 月 14 日追加)

通番	該当項	該当項目	質 問	回 答
10	P.5	利益相反	<p>・回答書の別添の対象案件母集団一覧と弊社の従事実績とを確認したところ、弊社社員 1 名が本体契約で監査対象となっている事業の円借款コンサルタントチームに補強として従事しておりました。当該事業が監査の対象となっているのは、本体契約であり、コンサルタント契約ではないことから、弊社は利益相反に該当しないと思料するのですが、ご確認をお願い申し上げます。</p> <p>なお、若干文脈は異なるかもしれませんが、円借款コンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック（2012 年 4 月）の第 1.07 条（4）の解説では、サブ・コンサルタント（補強）の扱が記載されています。同解説の（例 3）にて掲載されている事例で 2 つの異なった JV の下で同一の会社の補強参加がそれぞれ認められる背景には、補強が受注者とはみなされていないことが理由にあげられるのではないかと考えました。</p>	<p>今次監査業務において調達プロセスの適切性を監査する対象契約についての調達支援を行っている円借款コンサルタントに、貴社が人員を派遣している状況と解され、利益相反に該当すると考えます。</p> <p>ご指摘の箇所は「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」のうち、One Bid Per Bidder の原則に係る解説箇所と認識いたしますが、今次入札は円借款事業の調達ではなく弊機構の発注業務に係る調達であり、入札説明書の利益相反の排除条項に従い、先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると解されます。</p>

「2018年度及び2019年度円借款事業に係る調達事後監査」  
対象案件母集団一覧（コンサルタント契約、本体契約）

2018年度に JICA が同意した監査対象契約リスト（コンサルタント契約）

	国名	案件名	対象理由		
			10億円超	STEP	随契
1	バングラデシュ	包括的中核都市行政強化事業			○
2	バングラデシュ	包括的中核都市行政強化事業			○
3	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業(1号線)(E/S)	○		
4	バングラデシュ	小規模水資源開発事業(フェーズ2)	○		
5	エジプト	新ダイルート堰群建設事業		○	
6	コートジボワール	アビジャン港穀物バース建設事業		○	
7	インドネシア	パティンバン港開発事業(第一期)	○	○	
8	インドネシア	パティンバン港開発事業(第一期)		○	
9	キルギス	国際幹線道路改善事業	○	○	
10	ミャンマー	ヤンゴン都市圏上水整備事業(フェーズ2)(第一期)	○		
11	モザンビーク	ナカラ港開発事業(II)	○		
12	モザンビーク	ナカラ港開発事業(II)			○
13	ニカラグア	リオ・ブランコーシウナ間橋梁・国道整備事業		○	
14	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
15	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
16	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
17	フィリピン	ミンダナオ持続的農地改革・農業開発事業			○
18	フィリピン	フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズII)		○	
19	フィリピン	カビテ州産業地域洪水リスク管理事業	○		
20	フィリピン	マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズ1)(第一期)	○	○	
21	スリランカ	コロンボ都市交通システム整備事業(第一期)	○	○	
22	ウガンダ	カンパラ立体交差建設・道路改良事業	○		
23	ベトナム	ベンチエ省水管理事業	○		

2018 年度に JICA が同意した監査対象契約リスト（本体契約）

	国名	案件名	対象理由		
			30 億円超	STEP	随契
1	バングラデシュ	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 (IV)	○		
2	バングラデシュ	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 (IV)	○		
3	バングラデシュ	ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業	○		
4	バングラデシュ	天然ガス効率化事業	○		
5	バングラデシュ	ダッカーチッタゴン基幹送電線強化事業	○		
6	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業(II)	○		
7	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業(II)	○		
8	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業(II)	○		
9	バングラデシュ	クロスボーダー道路網整備事業(バングラデシュ)	○		
10	バングラデシュ	クロスボーダー道路網整備事業(バングラデシュ)	○		
11	バングラデシュ	クロスボーダー道路網整備事業(バングラデシュ)	○		
12	バングラデシュ	クロスボーダー道路網整備事業(バングラデシュ)	○		
13	ブラジル	ベレン都市圏幹線バスシステム事業	○		
14	カンボジア	プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業	○		
15	カンボジア	国道5号線改修事業(スレアマアムーポイベト間)(第一期)	○		
16	カンボジア	国道5号線改修事業(スレアマアムーポイベト間)(第一期)	○		
17	カンボジア	国道5号線改修事業(スレアマアムーポイベト間)(第一期)	○		
18	エルサルバドル	サンミゲル市バイパス建設事業			○
19	インドネシア	アサハン第3水力発電所建設事業	○		
20	インドネシア	パティンバン港開発事業(第一期)	○	○	
21	インドネシア	パティンバン港開発事業(第一期)	○	○	
22	インドネシア	パティンバン港開発事業(第一期)	○	○	
23	イラク	港湾セクター復興事業(II)	○	○	
24	イラク	港湾セクター復興事業(II)	○	○	
25	イラク	港湾セクター復興事業(II)	○	○	
26	ケニア	オルカリア I 4・5号機地熱発電事業	○		
27	ケニア	モンバサ港開発事業フェーズ2		○	
28	モロッコ	海洋・漁業調査船建造事業	○	○	
29	ミャンマー	ヤンゴン環状鉄道改修事業	○		
30	ミャンマー	東西経済回廊整備事業	○		
31	ミャンマー	バゴ橋建設事業	○		



	国名	案件名	対象理由		
			30億円超	STEP	随契
32	ミャンマー	バゴ橋建設事業	○		
33	ミャンマー	インフラ緊急復旧改善事業(フェーズ1)	○		
34	ミャンマー	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズI(I)	○		
35	ミャンマー	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズI(I)	○		
36	ネパール国	タナフ水力発電事業	○		
37	フィリピン	マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業	○	○	
38	フィリピン	マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業	○	○	
39	フィリピン	洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川)	○		
40	フィリピン	洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川)	○		
41	フィリピン	南北通勤鉄道事業(マロロス - ツツバン)	○	○	
42	フィリピン	マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズ1)(第一期)	○	○	
43	フィリピン	首都圏鉄道3号線改修事業	○	○	
44	パプアニューギニア	ラム系統送電網強化事業	○		
45	スリランカ	大コロンボ圏都市交通整備事業フェーズ2(II)		○	
46	スリランカ	大コロンボ圏都市交通整備事業フェーズ2(II)		○	
47	スリランカ	全国送配電網整備・効率化事業	○		
48	チュニジア	国営テレビ放送センター事業		○	○
49	ウガンダ	カンパラ立体交差建設・道路改良事業	○		
50	ウズベキスタン	電力セクター能力強化事業			○
51	ウズベキスタン	電力セクター能力強化事業			○
52	ベトナム	地方病院医療開発事業(II)		○	
53	ベトナム	地方病院医療開発事業(II)		○	
54	ベトナム	地方病院医療開発事業(II)		○	
55	ベトナム	ハノイ市エンサ下水道整備事業(I)	○		

2019 年度に JICA が同意した監査対象契約リスト（コンサルタント契約）

	国名	案件名	対象理由		
			10 億円超	STEP	随契
1	バングラデシュ	外国直接投資促進事業	○		
2	カンボジア	シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業	○		
3	ガーナ	東部回廊ボルタ川橋梁建設事業		○	
4	イラク	クルド地域下水処理施設建設事業(I)		○	
5	イラク	電力セクター復興事業(フェーズ3)	○		
6	ミャンマー	農業所得向上事業	○		
7	ミャンマー	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ II(第一期)	○		
8	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
9	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
10	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
11	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
12	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
13	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
14	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
15	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
16	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
17	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
18	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
19	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
20	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
21	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
22	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
23	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
24	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
25	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
26	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)			○
27	フィリピン	首都圏鉄道 3 号線改修事業		○	
28	フィリピン	南北通勤鉄道延伸事業(第一期)		○	
29	スリランカ	保健医療サービス改善事業		○	
30	ウガンダ	カンパラ首都圏送変電網整備事業	○		

2019 年度に JICA が同意した監査対象契約リスト（本体契約）

	国名	案件名	対象理由	
			30 億円超	STEP
1	バングラデシュ	外国直接投資促進事業(第二期)	○	
2	バングラデシュ	ダッカ―チッタゴン基幹送電線強化事業	○	
3	バングラデシュ	ダッカ―チッタゴン基幹送電線強化事業	○	
4	バングラデシュ	外国直接投資促進事業	○	
5	バングラデシュ	ハズラット・シャージャラル国際空港拡張事業(第一期)	○	
6	ブルキナファソ	グンゲン―ファダングル間道路整備事業	○	
7	カンボジア	シムリアアップ上水道拡張事業	○	
8	カンボジア	シムリアアップ上水道拡張事業	○	
9	エジプト	ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張事業	○	○
10	エジプト	電力セクター復旧改善事業	○	
11	エジプト	電力セクター復旧改善事業	○	
12	コートジボワール	アビジャン港穀物バース建設事業	○	○
13	インドネシア	パティンバン港開発事業(第一期)	○	○
14	インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業(フェーズ2)(第一期)		○
15	インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業(フェーズ2)(第一期)	○	○
16	インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業(フェーズ2)(第一期)		○
17	イラク	電力セクター復興事業(フェーズ2)	○	
18	イラク	バスラ上水道整備事業(第二期)	○	
19	ケニア	モンバサ港周辺道路開発事業	○	
20	モーリシャス	グラン・ベ地域下水処理施設整備事業	○	
21	ミャンマー	全国基幹送変電設備整備事業フェーズII	○	
22	ミャンマー	東西経済回廊整備事業	○	
23	ミャンマー	水力発電所改修事業	○	
24	ミャンマー	全国基幹送変電設備整備事業フェーズI	○	
25	ミャンマー	通信網改善事業	○	
26	モザンビーク	マプト・ガス複合式火力発電所整備事業	○	
27	ネパール国	ナグドゥンガ・トンネル建設事業	○	
28	ペルー	モケグア水力発電所整備事業	○	
29	フィリピン	南北通勤鉄道事業(マロロス - ツツパン)	○	○
30	フィリピン	南北通勤鉄道事業(マロロス - ツツパン)	○	○

	国名	案件名	対象理由	
			30億円超	STEP
31	フィリピン	フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズII)	○	○
32	パキスタン	パンジャブ州送電網拡充事業(I)	○	
33	パプアニューギニア	ナザブ空港整備事業	○	○
34	スリランカ	全国送配電網整備・効率化事業	○	
35	スリランカ	全国送配電網整備・効率化事業	○	
36	ウズベキスタン	アムブハラ灌漑施設改修事業	○	
37	ベトナム	衛星情報の活用による災害・気候変動対策事業(I)	○	○
38	ベトナム	ハノイ市エンサ下水道整備事業(I)	○	
39	ベトナム	ホーチミン市都市鉄道事業(ベンタインーソオイティエン間(1号	○	○

総計 147 件